

令和3年3月8日

加入者 各位

東京都電気工事健康保険組合

### 緊急事態宣言の再延長に伴う当健康保険組合業務にかかる措置について

平素より、当健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、首都圏に発令中の緊急事態宣言について、感染状況は少しずつ改善されているものの、再拡大の可能性が他の地域よりも高く、医療への負担を軽減し国民の命と暮らしを守るため、緊急事態宣言の期間が再度延長されました。

このような状況下においても、健康保険組合が担う医療機関への適時・適切な受診の確保、患者の生活基盤を確立するための労務不能時の所得補償といった対応は、ご加入の皆さまの健康と生活を守っていくうえで、極めて重要です。

当健康保険組合においては、ご加入の皆さまへの感染予防、社会に対する感染拡大の抑止という安全配慮を最優先しながら、健康保険組合業務について下記のとおり実施いたしておりますが、これらの対応についても、緊急事態宣言が東京都において解除となるまで、延長させていただきたく存じます。

ご加入の皆さまにおかれましては、年度末の業務ご多忙の時期に、ご不便とご迷惑をおかけし、大変恐縮ではございますが、感染抑止と業務継続のための措置にご理解をいただき、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

最後になりましたが、ご加入の皆さまが健康にお過ごしいただけます様、心よりお祈り申し上げます。

### 記

#### 1. お電話での受付時間

平日午前10時から午後3時までとさせていただきます。

(健康保険組合業務時間は従来どおり平日午前9時から午後5時です)

#### 2. ご郵送でのお手続きのお願い

ご来所でのお手続きにつきましては、ご移動により、お客様の感染リスクが高まります。可能な限り、ご郵送でのお手続きにご協力ください。

#### 3. 職員の時間差勤務

職員について、感染予防の観点から、混雑時間を避けて通勤させます。

職員一同、感染拡大防止に最善を尽くしてまいります。

※東京都に発せられている緊急事態宣言が解除されるまでの間の措置とさせていただきます。

お問い合わせ 東京都電気工事健康保険組合 総務課  
電話番号 03-3861-1851